

〈当薬局の設備・機能及び処方せん応需にあたって提供するサービスの概要〉

- ★当薬局は、周辺の保険医療機関をはじめ大学病院など、どの保険医療機関の処方箋でも応需します。また、厚生局への届出により調剤基本料Ⅰを算定している薬局です。
- ★当薬局は、調剤管理料及び服薬管理指導料を算定しています。患者さんの服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認させて頂いています。また、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬同士の重複や相互作用をチェックするため、他医院の受診や併用薬、服薬状況などについてお伺いします。ご協力をお願いいたします。
当薬局では患者さんごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方されたお薬の薬学的管理を行い、薬剤情報提供文書により情報提供し、お薬の適正使用のために必要な服薬指導を行っています。
- ★当薬局は、服用される薬の名称と効能、服用方法及び服用にあたってご注意頂きたい点などを文書にて提供します。また、ご自身の薬の服用歴を記録するための専用の手帳（お薬手帳）を作成することをお勧めしています。この手帳によって、かかりつけの医師、歯科医師、訪問看護師、ケアマネージャーなどケアを担当する者が患者さんの服薬状況を確認することができます。
- ★当薬局は、有効かつ安全に薬物療法を受けて頂くために、処方した医師に問い合わせを行う場合がございます。また、必要があれば患者さんの了解のもと、患者さんの服薬状況などについて処方医に情報提供をいたします。
- ★当薬局は、処方箋による医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者さん宅を訪問して薬学的管理及び服薬指導を行うとともに在宅患者訪問薬剤管理指導料及び(介護予防)居宅療養管理指導料の算定が認められている薬局です。
- ★当薬局は、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進に積極的に対応し、地域支援・医薬品供給対応体制加算Ⅰの算定が認められている薬局です。
- ★当薬局は、質の高い医療を提供するために医療DXを積極的に推進している薬局です。オンライン資格確認を行う体制を有しており、システムを通じて患者さんの薬剤情報又は特定健診情報を取得し、当該情報を調剤や服薬指導に活用しています。またマイナンバーカードの健康保険証利用を促進することで患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有ができるよう取り組んでいます。
- ★当薬局は、生活保護法、感染症法、難病医療、公害医療などの各種公費負担医療のほか、労災医療に係る処方せんも受け付けます。
- ★当薬局では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進する観点から、領収書の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しています。
- ★当薬局は、令和8年度診療報酬改定において新設された「調剤ベースアップ評価料」を算定しています。本評価料により得られた収入を、当薬局で勤務する薬剤師および事務職員等の賃金改善に充てることで、地域の皆さまへ安全で質の高い医療を継続して提供できるように努めてまいります。
- ★2024年10月より長期収載品（後発品が薬価収載された日から5年を経過した先発医薬品等）について患者さん自身で長期収載品を希望した際には選定療養費として自己負担が発生いたします。ご了承のほどお願いいたします。ただし、薬局に備蓄がない場合などは対象外となります。
- ★患者さんの希望に基づく次のサービス等については、実費負担をお願いしています。ご希望の方は受付までお申し出ください。

* 1包化（7日又はその端数を増すごとに） 340円（税込）

* 医療費自己負担証明書（12か月分） 2200円（税込）